

■第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況

「第5次三田市障害者福祉基本計画」では、5つの基本目標、47項目にわたる施策を掲げました。庁内の関係各課から進捗状況を把握したところ、概ね達成できており、今後についても継続もしくは実施方法を検討しつつ施策の発展・拡充を図るといふものが多くを占める結果となりました。

なお、自己評価については行政内部で行ったものであり、アンケート調査やヒアリング等で寄せられた市民、事業所、事業者の皆さんからのご意見とは必ずしも整合をとったものではありません。

基本目標1 生活支援の充実

全ての障害のある人が、家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活をおくることができるよう、ライフステージや障害の状況、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、サービス事業者、関係機関・団体等と連携しながら総合的に支援施策を展開してきました。

施策の方向性／主な事業項目		自己評価			
		A	B	C	D
1. 保健・医療体制の充実					
	(1) 健康管理の推進		●		
	(2) 医療に係る経済的支援		●		
	(3) 地域医療との連携体制の整備検討		●		
2. 福祉サービスの充実					
重点	(1) 訪問系サービス		●		
	(2) 日中活動系サービス		●		
	(3) 地域生活支援拠点の検討		●		
	(4) 生活の場の確保	●			
	(5) 地域生活支援事業等	●			
	(6) 生活安定のための支援		●		
	(7) 障害サービス事業の人材育成・確保		●		
合 計		2	8		

※自己評価 A：当初の目的を達成できた、B：おおむね達成できた、C：あまり達成できなかった、D：達成できなかった

1. 保健・医療体制の充実

【評価・課題】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、定員数の削減や出張会場での健診をとりやめたが、集団健診WEB予約システムの導入等によって、健診受診の利便性や市民サービスは向上した。
- ◆重度障害者等の医療費や障害の除去または軽減のための手術等に係る医療費を一部助成することで、安心して医療を受けられる環境を整備している。
- ◆手帳交付時に障害児福祉手当・特別障害者手当の周知の徹底を行った。

- ◆コロナ禍により病院からの退院調整が難しい状況であったが、「地域移行連絡会」において関係者で改めて地域移行の取り組みについて啓発や協議検討を行った。

2. 福祉サービスの充実【重点】

【評価・課題】

- ◆介護サービス等の新規事業者の募集、近隣事業所の紹介によりサービスの確保に努めるとともに、障害者支援区分認審査会での意見や本人の利用意向を尊重しながら、適正なサービス決定に努めている。
- ◆グループホームの整備や家賃の一部助成により、入所施設の利用者や長期入院患者が地域生活へ円滑に移行できるよう支援している。
- ◆地域生活拠点等の5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」について令和2年度に面的整備を行った。残りの3つの機能について引き続き整備が必要となる。
- ◆障害基礎年金、障害のある子どもへの手当等の支給により、障害のある人の福祉の増進を図っている。また、ガイドブック等での制度の周知により申請者数の増加につながっているが、ホームページ等電子媒体での周知の強化が必要である。
- ◆基幹相談支援事業所が主体となり相談支援事業所連絡会を毎月開催し、制度理解や事例検討、困りごとの相談など市内相談支援事業者が孤立することのないよう、情報共有、人材育成に努めており、事業所の増加、資質の向上にもつながっている。

基本目標2 地域で支え、健やかに成長できる基盤の確保

障害のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、療育体制を充実するとともに、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期から卒業までにわたる一貫した療育・保育・教育を推進します。

また、小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

施策の方向性／主な事業項目		自己評価			
		A	B	C	D
1. 療育・教育体制の充実					
重点	(1) 障害の早期発見と療育体制		●		
	(2) 障害児通所支援		●		
	(3) 障害児療育センターの運営		●		
	(4) 多様な育ちの場の確保		●		
	(5) 特別支援教育等の推進		●		
2. 地域福祉活動の推進					
	(1) 地域活動の担い手の育成		●		
	(2) ボランティア活動への参加促進		●		
合 計			7		

※自己評価 A：当初の目的を達成できた、B：おおむね達成できた、C：あまり達成できなかった、D：達成できなかった

1. 療育・教育体制の充実【重点】

【評価・課題】

- ◆妊娠期から子育て期における総合相談窓口を本庁、保健センター、多世代交流館（基本型）の3カ所に開設しており、保健師を中心に、助産師や保育士など多職種が、保護者からの幅広い相談内容に対応しているほか、療育講座を開催するなど支援体制の充実に向けた取り組みを行っている。
- ◆発育発達上の課題に関する相談等については、積極的に母子保健事業（乳幼児健診、事後指導教室、各個別相談会）を案内し、状況確認、助言を行っている。また、母子保健担当課の保健師が特に療育が必要な子どもを発見した場合には、情報共有を図るなど連携を密にすることができた。
- ◆「家庭・教育・福祉の連携マニュアル」の策定し、家庭、教育機関、福祉事業所との連携を図ることで、障害のある児童や保護者が地域で孤立することのないよう取り組むことができた。
- ◆相談に関する専任コーディネーター（特別支援教育コーディネーター）を配置し、相談体制を整備するとともに、特別支援教育に係る学校訪問を実施している。
- ◆令和5年度より子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターを設置し、相談体制の充実を図っている。

2. 地域福祉活動の推進

【評価・課題】

- ◆ヘルプマーク・カードは順調に配布できており、特に電子申請により申請可能となり、件数の増加に寄与することが出来た。
- ◆ボランティア活動センターにおいて、次世代の活動者育成や専門職の人材発掘、また、「共生社会」の実現を目指し、「循環型福祉学習」や「当事者活動の推進」に取り組んでいる。

基本目標3 障害のある人の雇用促進

障害のある人が、働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自身や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、福祉・教育・労働の各関係機関が連携して、生活・就労・雇用における一体的な支援体制づくりを推進します。

重点施策／取り組み		自己評価			
		A	B	C	D
1. 就労支援体制の充実					
重点	(1) 障害者就業支援センターの運営		●		
	(2) 障害者雇用に関する啓発・制度の周知		●		
	(3) 各種実習先の確保と活用		●		
	(4) 市における障害者雇用		●		
	(5) 合同説明会の開催		●		
2. 多様な働く場の確保					
	(1) 障害者施設等への優先調達	●			
	(2) 障害者ワークチャレンジ事業実行委員会への支援		●		
	(3) 地域共生フェスティバルの開催		●		
合 計		1	7		

※自己評価 A：当初の目的を達成できた、B：おおむね達成できた、C：あまり達成できなかった、D：達成できなかった

1. 就労支援体制の充実【重点】

【評価・課題】

- ◆障害者就業支援センターにおいて、ハローワーク等関係機関と連携しながら、就業支援、就職後のフォロー、離職後のケア、就労継続のための相談事業を実施している。今後さらに教育機関や事業所等との連携も必要となる。
- ◆近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人材交流事業などは制限されたが、特別支援学校高等部の学生を実習生として受け入れた。

2. 多様な働く場の確保

【評価・課題】

- ◆障害者授産製品等を販売するアンテナショップ「キラリ」を本庁舎1階に開設し、販路の拡大や理解啓発の促進につなげることが出来ている。
- ◆障害者就労施設等からの優先調達推進を図っており、令和4年度において調達目標を達成した。
- ◆障害者ワークチャレンジ事業における実習の場（農作物の収穫作業等）の提供を行った。
- ◆庁内業務の一部委託など、様々な場面での福祉就労の確保に努めているが、本人のスキルアップを図る場として、仕事の範囲の拡大が必要となる。
- ◆地域社会共生フェスティバルについて、近年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布による実施となっており、障害のある子どもたちの学校卒業後の生活を見据えた情報発信を行い、進路指導の充実につなげた。

基本目標4 社会参加の促進

障害のある人が、地域のなかで自立した生活をおくり、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう、障害のある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、全ての市民が差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支えあい、助けあえる社会づくりを進めます。

施策の方向性／主な事業項目	自己評価			
	A	B	C	D
1. 意思疎通及び外出支援の充実				
(1)障害の特性に応じた情報の提供		●		
(2)手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成	●			
(3)外出支援事業		●		
(4)福祉のまちづくりの推進		●		
2. 障害への理解促進				
重点 (1)手話言語条例に係る普及・啓発事業		●		
(2)市職員、教職員の障害に対する理解の促進、普及啓発		●		
(3)市民への障害に対する理解促進		●		
(4)当事者や障害福祉関係施設、市民団体等による普及・啓発		●		
(5)障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発		●		
(6)共生教育の推進		●		
3. スポーツ・文化活動等の展開				
(1)スポーツ等を通じたノーマライゼーションの推進		●		
(2)障害のある人の文化活動		●		
(3)障害のある人のスポーツ活動		●		
合 計	1	1 2		

※自己評価 A：当初の目的を達成できた、B：おおむね達成できた、C：あまり達成できなかった、D：達成できなかった

1. 意思疎通及び外出支援の充実

【評価・課題】

- ◆図書館における障害に応じた資料提供、声の広報紙発行、手話通訳者や要約筆記者の派遣によるコミュニケーション支援を行っている。合理的配慮の考え方の普及から、イベント等での派遣要請が増加している。
- ◆施設のバリアフリー情報について、市ホームページにおいて情報発信を行っている。
- ◆タクシー料金助成により、障害者の外出支援を行っており、利用が増加しているが、利用実態が把握できていないことが課題である。
- ◆地域内交通検討支援プログラムに関する協定による自家用有償旅客運送事業を開始した。

2. 障害への理解促進【重点】

【評価・課題】

- ◆手話施策推進協議会において、意思疎通支援に関する事項の協議、検証を行っている。
- ◆市広報誌における手話周知記事の連載や市ホームページ上に手話周知動画を開設した。
- ◆各種研修の開催等により、職員が人権について考え、障害に関する理解を深めるための機会を提供している。引き続き、個に応じた支援につなげられるよう、研修参加の機会を確保する必要がある。
- ◆出前講座や広報誌、ホームページ等により、市民への障害のある人への理解促進に努めている。また、三田市障害者共生条例についての冊子作成や、ホームページにおいて障害のある人への配慮の取組事例を掲載するなど、合理的配慮の周知・啓発をおこなった。
- ◆保育所等訪問支援事業等を通じて、学校園と連携を行うとともに、各学校において、交流及び共同学習の実施により、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶことを通して思いやりを育むことができた。

3. スポーツ・文化活動等の展開

【評価・課題】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、集会や活動の機会が著しく減少し、スポーツ等のイベント自体実施ができていない状況であった。令和4年度以降は感染症対策を講じながら実施している。今後さらに地域住民同士が交流する機会を創出するとともに、誰もが参加しやすい環境の整備を推進していく。
- ◆障害のある人も含め全ての市民を対象にしたファミリースポーツカーニバル事業を実施した。
- ◆市民文化祭や障害者交流サロン等について、感染症対策を行いながら実施しており、当事者の意見を取り入れたプログラムを作り、日頃の成果を発表する場を設けることが出来た。
- ◆障害者スポーツ協会発足会の設立に向けた検討・調整を実施した。

基本目標5 権利擁護と相談体制の充実

障害種別や施策分野に応じた機能相談の充実を図るとともに、緊急時等における支援体制づくりに努めます。また、成年後見制度など権利擁護の推進、障害のある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取組を進めます。

施策の方向性／主な事業項目	自己評価			
	A	B	C	D
1. 情報提供・相談支援体制の充実				
重点				
(1) 障害者総合相談窓口の運営		●		
(2) サービス等利用計画相談支援事業			●	
(3) 地域自立支援協議会の開催		●		
2. 緊急時の支援体制整備				
(1) 避難行動要支援者支援事業		●		
(2) 障害の特性に応じた緊急時の対応検討		●		
(3) 避難確保計画の作成等の支援		●		
3. 権利擁護と差別解消の推進				
(1) 権利擁護・成年後見支援の実施		●		
(2) 障害者虐待防止の体制整備		●		
(3) 障害者差別解消に係る取組		●		
合計		8	1	

※自己評価 A：当初の目的を達成できた、B：おおむね達成できた、C：あまり達成できなかった、D：達成できなかった

1. 情報提供・相談支援体制の充実【重点】

【評価・課題】

- ◆総合相談窓口「きいてネット」を開設し相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援専門員の資質向上のための研修を実施するなど、障害者の自立した社会生活への支援体制を整備した。
- ◆地域自立支援協議会に課題検討部会を設け、具体的な議論を進める体制を整備した。また、「地域移行関係者連絡会」、「ヘルパー事業所連絡会」、「相談支援事業所連絡会」により、事業者間の情報共有、連携強化を図っている。
- ◆計画相談員の人数が少ないことから新規利用者の受け入れが困難な場合がある。特に障害児については待機が生じている状況である。

2. 緊急時等の支援体制整備

【評価・課題】

- ◆災害時要援護者避難支援制度について、地域団体や支援団体等との協定はすべて締結されている。今後、個別避難計画や設備の充実が必要となっている。
- ◆福祉避難所における要支援者の受け入れ体制の整備や、要配慮者施設での計画作成、各施設での避難訓練など、緊急時の避難体制の整備を進めている。

3. 権利擁護と差別の解消

【評価・課題】

- ◆権利擁護・成年後見支援センターが設置されており、障害者の権利擁護や成年後見制度などの支援を行っているが、認知度はあまり高くない状況であることから、必要な方への制度や事業の普及・啓発に努める。
- ◆選挙時の投票方法等を分かりやすく伝えるためのコミュニケーションボードを作成した。
- ◆虐待通報への対応、虐待啓発については、基幹相談支援センターと連携して実施し、迅速かつ適切な判断が可能となるよう努めている。
- ◆人権擁護委員による特設相談を実施し、くらしの人権相談窓口では、関係各課と連携しながら電話や面談により相談を受け付けている。
- ◆企業への障害者差別解消に資する研修への参加呼びかけを行っているが、効果検証が難しい状況となっている。

■成果指標

指標	実績			当時目標
	H28 (基準年)	R4	R5 (見込)	R5
基本目標1 生活支援の充実				
(1)施設からの地域移行者数	5人	11人 (累計)	13人 (累計)	12人 (累計)
(2)地域生活支援拠点の検討	未整備	整備済	整備済	面的な体制整備
基本目標2 地域で支え、健やかに成長できる基盤の確保				
(1)3歳児健康診査受診率	97.6%	96.9%	98.0%	98.0%以上
(2)地域で行われた行事や活動への参加割合(18歳以上の障害のある人)	43.6%	31.2% ※アンケート結果		50.0%
基本目標3 障害のある人の雇用促進				
(1)法定雇用率を上回る実雇用率に加えて、法定雇用率に算定されない非常勤職員について、知的、精神障害のある人の雇用を促進	知的・精神障害者雇用人数 0人	5人 ※令和5年度在籍数		2人
(2)優先調達件数、金額	7件 4,700千円	20件 7,708千円	20件 7,800千円	10件 6,500千円
基本目標4 社会参加の促進				
(1)手話奉仕員養成講座、手話教室等の受講者数の増加	45人	261人	340人 累計：1,162人	延べ受講者数 1,000人
(2)「障害のある人への対応や理解が足りている」と答える障害のある人の割合	18歳以上 38.4% 18歳未満 47.1%	18歳以上 37.5% 18歳未満 40.2%		18歳以上 50.0% 18歳未満 50.0%
(3)スポーツ等をしている障害のある人の割合	18歳以上 14.6% 18歳未満 12.5%	18歳以上 9.3% 18歳未満 6.2%		18歳以上 20.0% 18歳未満 20.0%
基本目標5 権利擁護と相談体制の充実				
(1)「どこに相談したらいいかわからない」と答える障害のある人の割合	18歳以上 14.5% 18歳未満 23.9%	18歳以上 18.8% 18歳未満 18.4%		18歳以上 10.0% 18歳未満 20.0%
(2)「災害時の避難場所を知っている」と答える障害のある人の割合	18歳以上 66.3% 18歳未満 59.1%	18歳以上 65.0% 18歳未満 73.7%		18歳以上 70.0% 18歳未満 65.0%
(3)「障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答える障害のある人の割合	18歳以上 45.1% 18歳未満 73.8%	18歳以上 59.9% 18歳未満 81.5%		18歳以上 40.0% 18歳未満 50.0%